

茨城工業高等専門学校寄宿舎規則

〔 昭和 41 年 4 月 1 日
制 定 〕

(目的)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第 50 条第 2 項の規定に基づき、この規則を定める。

第2条 寄宿舎（以下「学寮」という。）は、学生の勉学に適する環境において、規律ある共同生活を体験させこれを通じて人間形成に資する教育施設である。

(学寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規則に基づいて定められた諸規定を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同の生活の向上充実に努めなければならない。

(名称)

第4条 本校の学寮は、有朋寮と称する。

2 有朋寮は、施設ごとに新友館、西友館、北友館、紫峰館及び虹友館と称する。

(学寮の管理運営の責任等)

第5条 副校長（寮務主事）は、校長の命を受けて学寮の管理運営に当たる。

2 副校長（寮務主事）を補佐するために寮務主事補を置く。

3 学寮の管理運営に関する事務は、学生課が行う。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営に関する事項を審議するため、寮務委員会を置く。

2 寮務委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(学生寮指導員)

第7条 学寮には、寮生の日常生活の指導・相談に当たるため学生寮指導員を置く。

(入寮)

第8条 学寮に入寮を希望する者は、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）連署の入寮願及び入寮誓約書を副校長（寮務主事）を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 病気その他の事由により共同生活に適さないと認められる者は、入寮を許可しない。

(退寮)

第9条 退寮を希望する者は、保護者等連署の退寮願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、退寮に当たって居室その他居室に付随する設備について、校長の指定する職員の検査を受けなければならない。

3 寮生であって、病気その他の理由により学寮生活が不相当と認められる者又は学則及び学生準則並びにこの規則に違反した者は、退寮させることがある。

4 春季休業、夏季休業、冬季休業、及び学年末休業（以下「長期休業」という。）期間中のみの退寮は、許可しない。

(寄宿料等)

第10条 寮生は、学則第 28 条に定める寄宿料を毎月所定の日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は休業期間前に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、その申出又は承諾があった月分の寄宿料を併せて徴収することができる。

3 入退寮の日が月の中途の場合にあっても、寄宿料は、1 ヶ月分を納入しなければならない。

4 既納の寄宿料は、返還しない。ただし、学則第 34 条の 2 に該当する場合には、この限りではない。

5 寮生の生活上必要な経費で、各人で負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。

6 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け、納付困難と認められる場合は、別

に定めるところにより寄宿料を免除することがある。

7 寄宿料及び第5項の経費を納付しない者は、退寮させることがある。
(光熱水料等の経費の負担)

第11条 食費の全額及びこれに伴う人件費、光熱水料等の一部は、寮生の負担とする。
(生活基準)

第12条 門限外の外出、外泊、旅行及び帰省に際しては、あらかじめ学生課寮務係（学寮事務室）
(以下「学寮事務室」という。)に「外泊届」を提出しなければならない。

第13条 寮生は、学習・談話・食事・就寝等については、定められた場所で行わなければならない。

第14条 寮生でない者が、宿泊・集会等のため学寮施設を利用することはできない。ただし、特別
の理由がある場合は、あらかじめ副校長（寮務主事）を経て校長の許可を受けなければならない。

第15条 寮生の生活基準については、本規則に定めるもののほか、茨城工業高等専門学校寮生心得
に定めるところによる。
(共同生活の自治)

第16条 寮生は、学寮設置の本旨に従い学寮における日常生活上の具体的問題を共同で処理し、自
主的に規律するため、その総意により校長の承認を得て規約を作成し、又は組織を設けることがで
きる。

2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学生準則並びにこの規
則に違反しないものでなければならない。

3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について副校長（寮務主事）を経て校長
に提出し、その承認を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様とする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 規約
- (4) 代表者及び役員

4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は第2項の規定に違反する場合は、解散させることがあ
る。
(保健衛生)

第17条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内の清潔に努めなければなら
ない。

2 病気にかかった者は、直ちに学寮事務室又は当直教員に届け出て医師の診断を受けなければなら
ない。

3 寮生が学校感染症等を発症した場合は、副校長（寮務主事）は直ちに当該寮生を帰省させ、又は
隔離し、他の寮生の感染予防に努めなければならない。

4 副校長（寮務主事）は、必要があると認めたときは、寮生に対し医師の診察及び予防接種を命じ、
又は勧奨することがある。

第18条 寮生は、寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨として快適な環境の保持に努めなければなら
ない。
(施設の保全の義務)

第19条 寮生は、学寮の建物並びに設備の保全に努めなければならない。特に、火気取締りに留意
し、火災の予防については、細心の注意を払わなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外では使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに教職員又は学生寮指導員にその旨を報告し、
指示に従って行動しなければならない。

(施設・設備の使用)

第20条 学寮の施設・設備については、別に定める。
(外来者)

第21条 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

(細則等の委任)

第22条 この規則の実施に関し、必要な細則等は校長の許可を得て、副校長(寮務主事)が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校寄宿舎規則(昭和39年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年9月9日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和63年4月28日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年10月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。ただし、第8条については、令和3年度新規入寮者から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。